

令和元年 1 2 月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和元年12月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和元年12月26日(木) 午後3時00分～

長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認

11月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

なし

日程第5 協議・報告事項

(1) 長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱の一部改正について

(2) 長浜市保育所、認定こども園等整備事業費補助金交付要綱の一部改正について

(3) 令和元年長浜市議会12月定例会一般質問答弁要旨について

日程第6 その他

3. 閉 会

令和2年1月教育委員会定例会開催日程 1月23日(木) 午後1時30分～

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱の一部改正について

第１ 制定・改廃理由

病児保育施設の運営に係る補助金の交付について定める市要綱について、引用している国要綱の改正に伴う補助基準額の改正を行うもの。

第２ 要点

国の「病児保育事業実施要綱」に係る補助基準額の改正（単価の増額）

第３ 施行期日

令和元年１１月２２日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱（平成28年3月15日告示第51号）

新					旧				
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）				
補助対象事業	補助基準額	補助対象経費	補助率	上限額	補助対象事業	補助基準額	補助対象経費	補助率	上限額
病児保育施設整備事業	医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成27年8月19日付け厚生労働省発医政0819第4号）に定める補助基準額の範囲内で予算で定める額	開設のために必要な建物の新築、増築又は改築に必要な工事請負費（附帯備品の購入費を含む。）。ただし、土地の買収及び整地に係る費用並びに建物の買収に係る費用を除く。	10／10	500万円	病児保育施設整備事業	医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成27年8月19日付け厚生労働省発医政0819第4号）に定める補助基準額の範囲内で予算で定める額	開設のために必要な建物の新築、増築又は改築に必要な工事請負費（附帯備品の購入費を含む。）。ただし、土地の買収及び整地に係る費用並びに建物の買収に係る費用を除く。	10／10	500万円
病児保育運営事業	病児保育事業実施要綱（平成27年7月17日付け雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に準じた下記事業 1. 特定分 ア. 基本分 1か所あたり年額	病児保育事業の実施に要する経費（ただし、特定分と一般分をまたぐ経費配分	10／10	1. 特定分 ア. 基本分	病児保育運営事業	病児保育事業実施要綱（平成27年7月17日付け雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に準じた下記事業 1. 特定分 ア. 基本分 1か所あたり年額	病児保育事業の実施に要する経費（ただし、特定分と一般分をまたぐ経費配分	10／10	1. 特定分 ア. 基本分

新					旧				
イ. 加算分 1か所あたり年額		2,469,000円	はできない。）	イ. 加算分 年間延べ利用児童数の数の区分による額	2,469,000円	イ. 加算分 1か所あたり年額		2,447,000円	はできない。）
年間延べ利用児童数	基準額					年間延べ利用児童数	基準額		
10人以上 50人未満	522,000円					10人以上 50人未満	510,000円		
50人以上 200人未満	2,609,000円					50人以上 200人未満	2,550,000円		
200人以上 400人未満	4,434,000円					200人以上 400人未満	4,334,000円		
400人以上 600人未満	6,520,000円					400人以上 600人未満	6,373,000円		
600人以上 800人未満	8,084,000円					600人以上 800人未満	7,902,000円		
800人以上 1,000人未満	10,171,000円					800人以上 1,000人未満	9,942,000円		
1,000人以上 1,200人未満	12,258,000円					1,000人以上 1,200人未満	11,982,000円		
1,200人以上	14,343,000円					1,200人以上	14,021,000円		

新			旧		
	上1,400人未満	0円		上1,400人未満	0円
	1,400人以上1,600人未満	16,429,000円		1,400人以上1,600人未満	16,060,000円
	1,600人以上1,800人未満	18,515,000円		1,600人以上1,800人未満	18,099,000円
	1,800人以上2,000人未満	20,602,000円		1,800人以上2,000人未満	20,139,000円
	2,000人以上2,200人未満	22,689,000円		2,000人以上2,200人未満	22,179,000円
	2,200人以上2,400人未満	24,735,000円		2,200人以上2,400人未満	24,179,000円
	2,400人以上2,600人未満	26,781,000円		2,400人以上2,600人未満	26,179,000円
	2,600人以上2,800人未満	28,827,000円		2,600人以上2,800人未満	28,179,000円
	2,800人以上3,000人	30,873,000円		2,800人以上3,000人	30,179,000円

新			旧		
	未満			未満	
	3,000人以上3,200人未満	32,899,000円		3,000人以上3,200人未満	32,159,000円
	3,200人以上3,400人未満	34,924,000円		3,200人以上3,400人未満	34,139,000円
	3,400人以上3,600人未満	36,950,000円		3,400人以上3,600人未満	36,119,000円
	3,600人以上3,800人未満	38,975,000円		3,600人以上3,800人未満	38,099,000円
	3,800人以上4,000人未満	41,001,000円		3,800人以上4,000人未満	40,079,000円
	※4,000人以上の場合は別途協議			※4,000人以上の場合は別途協議	
2. 普及定着促進費			2. 普及定着促進費		
(開設準備経費)			(開設準備経費)		

新				旧			
	ア. 改修費等		ア. 改修費等		ア. 改修費等		ア. 改修費等
	1 か 所 あ た り		1 か 所 あ		1 か 所 あ		1 か 所 あ
	4,000,000円		たり 4,000,000 円		4,000,000円		たり 4,000,000 円
	3. 一般分		3. 一般分		3. 一般分		3. 一般分
	ア. 改善分 1か所あたり年額 利用の少ない日において、地 域の保育所等への情報提供や 巡回支援等を実施した場合に 次の額を加算		ア. 改善分 <u>2,538,000円</u>		ア. 改善分 1か所あたり年額 利用の少ない日において、地 域の保育所等への情報提供や 巡回支援等を実施した場合に 次の額を加算		ア. 改善分 2,447,000円
	<u>2,538,000円</u>				2,447,000円		

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市保育所、認定こども園等整備事業費補助金交付要綱の一部改正
について

第１ 制定・改廃理由

社会福祉法人等が行う保育所等の施設整備に対し、国の補助要綱に準じて補助を行うため、市要綱の一部を改正するもの

第２ 要点

引用する国要綱の改正に伴う文言整理

「平成 30 年度保育所等整備交付金交付要綱」を「令和元年度保育所等整備交付金交付要綱」に改める。

「県要綱に規定する交付対象事業については、」の次に「国要綱又は」を加える。

なお、当該事業について内容の変更はない。

第３ 施行期日

令和元年 11 月 22 日から施行する。

長浜市保育所、認定こども園等整備事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日告示第129号）

新	旧
(趣旨) 第1条 この要綱は、<u>令和元年度保育所等整備交付金交付要綱（令和元年6月6日付け厚生労働省発子0606第1号。以下「国要綱」という。）</u>、滋賀県子育て支援環境緊急整備事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日付け滋子青第1105号。以下「県要綱」という。）及び滋賀県認定こども園施設整備費補助金交付要綱（平成27年5月21日付け滋子青第1590号。以下「県認定要綱」という。）に基づき、保育所、認定こども園等を整備する事業を行う社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。 第4条 補助金の額は、国要綱又は県要綱に規定する交付対象事業については、<u>国要綱</u>又は県要綱に定める金額を、県認定要綱に規定する交付対象事業については、同要綱に定める金額を限度とする。 2 補助率は、国要綱又は県要綱に規定する交付対象事業については、<u>国要綱又は県要綱</u>に定める補助率を、県認定要綱に規定する交付対象事業については、同要綱に定める補助率を適用する。	(趣旨) 第1条 この要綱は、<u>平成30年度保育所等整備交付金交付要綱（平成30年5月8日付け厚生労働省発子0508第1号。以下「国要綱」という。）</u>、滋賀県子育て支援環境緊急整備事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日付け滋子青第1105号。以下「県要綱」という。）及び滋賀県認定こども園施設整備費補助金交付要綱（平成27年5月21日付け滋子青第1590号。以下「県認定要綱」という。）に基づき、保育所、認定こども園等を整備する事業を行う社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。 第4条 補助金の額は、国要綱又は県要綱に規定する交付対象事業については、<u>県要綱</u>に定める金額を、県認定要綱に規定する交付対象事業については、同要綱に定める金額を限度とする。 2 補助率は、国要綱又は県要綱に規定する交付対象事業については、<u>県要綱</u>に定める補助率を、県認定要綱に規定する交付対象事業については、同要綱に定める補助率を適用する。

令和元年長浜市議会 12月定例会一般質問答弁要旨

※ここに記載されている内容は教育委員会事務局で要約したものであり、実際の答弁とは異なる場合があります。

◆個人質問

議員	質問要旨	答弁要旨	答弁者	担当
藤井 登	子ども 110 番のカラーコーンを置かせていただいているお宅については児童・生徒を見守りいただいている。 日頃学校や教育委員会はどのような連携をしているのか問う。	現在、「子ども 110 番の家」として、953 件のお宅や事業所にご登録いただいている。皆さま方には、日頃から、子どもたちを危険から守り、保護し、関係機関へ連絡するといった、子どもの安全を守る環境づくりにご協力をいただいております、深く感謝申しあげる。 各学校により取組は異なるが、新規登録のお願い、ご協力いただいている方への継続のお願いや目印となるコーンの交換などを行っている。また子どもたちには、毎年、地域の安全マップ等を利用し、「子ども 110 番の家」の確認と利用の仕方を指導している。 教育委員会としては、市民全体で子どもたちの安全を守っていただけるよう、引き続き学校を通じて、子ども 110 番の家やスクールガードにご登録いただいている皆さま方との連携を図っていきたいと考えている。	教育部長	すこやか教育推進課
	（再問）私の家にもコーンが置いてあるが、二十数年間で一度も挨拶がない。人が人を助けるので顔と顔が見えないと絶対に駄目だと思う。台風でコーンが壊れた翌日にすぐに交換に来られたが、そういったことに一生懸命になるのではなく、顔と顔を見せる関係が大切だと思うがどうか。	議員仰せのとおりである。 今回の質問で各校に確認した結果、様々な対応となっている。コーン交換時の挨拶、児童と先生が各戸訪問しての挨拶、地域の方や PTA の方と警察と連携しながら各戸訪問して挨拶しお礼をして継続を依頼しているところもある。 いずれにしろ、顔の見える関係は大切だと思うので、今後においてもスクールガードの方も同じであるが子どもたちの命を守るために連携を図っていきたいと考えている。	教育部長	すこやか教育推進課
藤井 登	市内中学校で、オーストラリアと ICT を活用して通信する授業を参観した。このような会話を重視した、生徒に関心を持たせるような学習は、中 1・2	ICT 機器の特性を生かした子どもたちの関心を高めるような授業は、学年を問わず積極的に取り入れられるように、現在その整備に向けて全力で取り組んでいるところである。 本市の英語教育については、小学 1 年生から英語に親しみ、意欲関心が高まるような取組を、十数年来行ってきたおり、中学校段階においては、	教育長	教育指導課

年でした方が良い。また、通じる英語・生きた英語と受験英語は違うように思う。 教育委員会としてどのような考えを持っているのか。	実践的なコミュニケーション能力を高めることを中心に据えて、学習活動の展開を図っている。 現在、英語教育においては、大学入試を含めた大きな変革が打ち出されている。今後も、国の動向を注視しながら、本市でのこれまでの実績を踏まえて、子どもたちがこれから生きていく中で必要となる英語力を身に付けられるように、第2期の英語教育改革を先進的に進めていきたいと考えている。		
(再問) ICT 授業と英語の授業は分けて考えるのか、それとも一体的に考えるのか問う。	そのあたりが、様々な議論を呼んでいるところであると認識している。 現在の英語教育改革は、従来の受験型の英語教育が良かったのかということが柱の一つになっていると考える。紆余曲折してはいるが、次年度より実施される共通テストでは、英語において「聞く」「話す」「読む」「書く」の4領域にわたって高校生の能力を測るという方向性となっている。 本市においては、受験英語といわれる細かな間違いのみにこだわる教育ではなく、生きたコミュニケーション能力に主眼を置いた取組にシフトしていきたい。そういった趣旨で第2期英語教育改革を進めているが、その一つが、日本語能力とネイティブ並みの英語能力を兼ね備えた日本人英語講師の登用である。現在進行中であり、小学校段階の子どもたちには大変わかりやすいという評価もいただいている。	教育長	教育指導課
(再々問) 中学生の期末テスト答案用紙を見ていると、一つの単語を間違えると×になり、平均点に対して何点で、それではどの高校へ行けるのか、子どもたちはそこを真剣に考えている。 それを踏まえると今の話はダブルスタンダードではないか。 「受験英語」の中に「生きた英語」を持つてくるのは無理があるので	今年度、全国学力・学習状況調査の中で英語が実施された。その問題を見ると、基礎的な英語の学力を基として、各々が自分の考えをもった上でそれを英語で表現するというものであった。採点の詳細については知りえないが、市内の英語科教員の話を知っていると、「書く」「話す」の2領域にまたがって自分の考えを表現するというのは、日頃どのくらいの頻度でそういった活動を行っているかが重要になる。将来英語教育が目指すところは、こういったところだと認識している。その意味では、英語も含めた受験に必要な教科は、今後形が大きく変わっていくだろう。それが21世紀型の学力であり、子どもたちに身に付けたい力になる。そういった視点に基づいて、現在取組を進めているところである。	教育長	教育指導課

	はないか。点数で判断されることについて、意見を聞きたい。			
藤井 登	現場の先生から、インターネット回線が学校でできる部屋が限られているので、教室や体育館などいろんな状況でネット回線が使える環境にしてほしいという声を聞いた。整っている学校と整っていない学校との割合及び今後の見通しについて問う。	本市の小・中学校におけるネットワーク環境については、第1次学校 ICT 環境整備計画に基づき整備を進めており、今年度末には全ての学校の普通教室とパソコン教室でインターネットに接続できる環境が整うこととなる。 一方、体育館については、施設の構造上の問題があることや、普通教室を優先して整備を進めてきたことなどからインターネットの環境は整っていない。 現時点での体育館への整備計画はないが、これからの ICT 機器の整備拡充の動向や、各学校の活用予定などを確認しながら整備の必要性を見極めていきたいと考えている。	教育部長	すこやか教育推進課
藤井 登	2020年からプログラミング教育が、小学校でも必修化されるが、未経験者の先生が多いと聞いている。 環境面においては、全ての生徒に一台ずつのパソコンやタブレットが行き渡るのか。全体の授業時間が増えるわけではないので、プログラミング教育に時間を割くことになる と、他の教科への影響はないのか。AIの登場により、「AIとプログラミング」の両方を活用した授業案についてどのように考えているか問う。	本市では、昨年度より情報教育主任や希望者を対象としたプログラミング教材の体験研修を実施してきた。さらに今年度からは、学年別に実際の授業での活用場面を想定した研修のほか、各校の ICT 活用推進リーダーを対象とした研修においても、プログラミング教育に関する内容を取り入れるなど、すべての教員が授業実践に必要な知識・技能を習得できるように努めている。 ICT環境整備については、各教室でも今後1人1台のタブレットを使用して学習ができるよう、現在も全力で取り組んでいるところである。 授業時間数については、プログラミング教育は各教科等の学習の中で必要な指導内容を取り入れ、計画的に取り組むものであり、他教科の学習時間が減るといった影響はないと認識している。 また、AIとプログラミングの両方を活用した授業に関しては、専門的な研究を行っている長浜バイオ大学との連携のもと、県内でも最先端のプログラミング教育が展開できるように、現在、研究チームを立ち上げ、取り組んでいるところである。 子どもたちがコンピュータを活用し、試行錯誤しながら問題解決をしていく学習経験を通じて、論理的に考えていく力を身につけられるように、今後も引き続き、プログラミング教育の円滑な実	教育長	教育指導課

		施に向けた準備・取組を進めていきたいと考えている。		
	(再問) 1人1台のタブレットの整備が必修化されるまでに間に合うのか。	小学校の新学習指導要領は来年度全面実施される。全面実施でプログラミング学習は必修の内容となるが、来年度中にタブレットがすべて整う見通しは立っていない。 先日の報道では、文部科学省が新たに小中学生全員にタブレットを整備することを現在検討していると聞いているので、国の動向も注視して早急に全力で取り組んでいきたいと考えている。	教育長	教育指導課
	(再々問) プログラミングはAIでできる時代になってきている。プログラミングを導入することよりも、AIに何をさせるかを考えることが本来これからやるべきことだと思うが、教育委員会の見解を問う。	議員ご指摘のとおりであり、長浜バイオ大学の学長も小学生にプログラミングを体験させるという時代ではないということで、同じような意見をお持ちであった。 一方で、文部科学省が示した新学習指導要領には「プログラミング的思考」を育成するとある。これは、小学生段階の子どもたちにプログラミングに示されるような論理的に考える力を育むことである。守山市では、コンピュータを使わないプログラミング学習を実施している小学校もある。他市の実践事例も参考にしながら、どうすれば真のねらいが達成されるのかを研究していきたいと考えている。	教育長	教育指導課
伊藤喜久雄	令和元年8月、文部科学省から「平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」(速報値)が発表された。 今回の調査結果を、教育委員会はどのように受け止めているのか問う。	学校ICT環境整備においては、ただいまご指摘があったように、本市が全国平均より低位の状況にあることは認識している。 今後の学習活動において、ICT機器活用は必須となることが想定されており、現在市教育委員会としてもスピード感をもって、長浜の子どもたちの状況に合った学校ICT環境整備に取り組んでいるところである。	教育長	教育指導課
伊藤喜久雄	教育委員会は本年3月に「長浜市学校ICT環境整備計画(第1次)」を策定された。 計画実施にあたっては、限られた予算を効果的にかつ効率的に活用する観点から検討を	現在、第1次学校ICT環境整備計画に基づき、段階的に大型提示装置やデジタル教科書等のICT機器の整備を進めているところである。 先ほども申しあげたが、国の動向を注視しつつ、必要に応じて計画の加速化も含めて、スピード感を持って取り組んでいきたいと考えている。 このことにより、これまで築き上げてきた長浜の教育にICTの活用がもたらす効果的な学びを	教育長	教育指導課

	行くとされているが、今後、どのような形で計画を推し進めようとしているのか問う。	加味した、新しい長浜の教育を推進していきたいと考えている。 先ほどの答弁では申しあげなかった点について1点触れさせていただく。昨日公表されたOECDが実施したPISA（学習到達度調査）の調査結果を見ると、文部科学省の方から「読解力」に課題があるという点について、今回の日本の生徒はパソコンでの出題に不慣れで戸惑いもあったかもしれないという見解も出ているところである。このような点も踏まえて、長浜の未来を担う子どもたちが資質を伸ばせるように全力で取り組んでいく。		
鬼頭 明男	子ども・若者に、周囲や学校等において、セクシャル・マイノリティーの正しい理解への促進と、教職員の児童生徒に対するきめ細かな対応等についての取組について問う。	9月議会で藤井登議員にお答えしたとおり、性的マイノリティーの児童生徒や保護者が安心してすごせるよう、本人に寄り添い配慮していくことが何より大切だと考えている。現場では、当事者である児童生徒や保護者の理解を得ながら、教職員間で情報を共有し、チームで対応を進めている。 適切な対応をとるためには、児童生徒の指導や支援に当たる教職員が正しい知識をもつことが必要であるため、職員の研修に取り組んでいるところである。	教育部長	教育指導課
	（再問）ある調査では、教職員の中で、同性愛や性同一性障害について学んだことがあるのは1割だというデータもある。ぜひ学んでもらいたい。 人権教育の充実について、今後どう学校で伝えていくのか。	教職員の研修については、滋賀県の中でも養護教諭を対象とした県養護教諭研究会において、性的マイノリティーの研修が取り入れられている。さらに、各学校においても勉強会という形で研修のようなものが始まってきている。 子どもたちへの伝え方だが、性的マイノリティーについては非常にデリケートな配慮を要するため、児童生徒に対する研修などは慎重に検討することが大切である。どのような悩みをもつ子ども安心してすごせるように、道徳をはじめ教育活動全体の中で「自分の命も他人の命も尊重する」「相手の立場を理解し支え合う」「差別をしない、偏見をもたない」といった心情を育み、クラス作りをしていくことが何よりも大事だと考えている。	教育部長	教育指導課
中川 勇	今回の小学校の損壊死骸事案の発生は、同じ小学校において既に3回目の発生であり、近隣住民や関係者は非	議員ご指摘の事案については、地域の方々や子ども達の見守り活動に携わっていただいている方々が大変心配をかけている。子どもたちの命に関わる恐れがある重大な事案と憂慮している。長浜警察署はもとより、関係機関・関係各課と連携	教育部長	教育指導課

	常に不信任等を抱いておられる。今回の事案に対する事の重大さ及び対応について、どのように考えているのか問う。	し、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう安全対策・防犯対策に取り組んでいるところである。		
	（再問）２回目の事件発生時に防犯カメラが校内各所に設置され、防犯体制は完璧な状態だと思っていたが、その防犯カメラに不具合が生じ今日に至っていると聞いている。すでに２回も事案が発生しているにも関わらず、完璧な対応がとられていなかったことが不思議でならない。３度目が発生したことで、完璧であるはずの状態が裏切られたということについて、見解を問う。	本件については現在捜査中であり、今後のことも踏まえ詳細なお答えはこの場では控えさせていただきます。 これまでから、その都度警察の助言をいただきながら、学校と協議し、必要な対策を講じてきた。事件後、防犯カメラやフェンスの設置については、即時対応できるものは対応している。その都度の取組が大切になってくると考える。子どもたちの安心・安全のために、あらゆる手段を排除せずに、これから研究を重ね、追加の対策については次年度予算で対応すべく学校や関係機関、関係各課との協議・調整を図っていきたい。常に新たな検討を加えていく必要があると思っている。	教育部 長	教育指導 課
	（再々問）防犯カメラが機能している、点検もしているということであるが、監視は常にSDカードを入れ録画していると思う。今回はその部分が十分な機能を果たしていなかったため、こういった行為がなされたのか警察でも分かっていないということが問題となっている。防犯カメラの設置に向けては来年度予算ではなく、今すぐにでもやっていただけるのか、見解を問う。	先ほども申しあげたとおり、防犯カメラやフェンスの設置は事件後ただちに対応しており、新年度予算では追加の対策に向けて計上をしている。これについては、あらゆる手段を排除せず、色々な角度からの検討を加えて次年度で対応する。	教育部 長	教育指導 課
山崎 正直	学校・園に設置され	学校・園の防犯カメラは、不法侵入の防止や抑	教育部	教育総務

	ている防犯カメラはどのような目的で、どこを映すように設置されているのか問う。 (再問) 今の学校の防犯カメラは、校舎内への入り口や見えにくいところに向かっているような気がする。校門や校地内の出入り口はしっかりと映すようになっているのか問う。	制、児童生徒等の安全・安心の確保を目的としており、外部からの来訪者の確認・見通しが困難な場所や死角となる場所の状況把握が可能となるよう、施設等の状況に応じて設置している。 施設によって様々であるが、基本的には校門の辺りや施設に入る辺りには設置している。先ほど申しあげたが、死角になるところで、敷地内の管理ができる場所に設置している。	長 教育部 長	課 教育総務 課
山崎 正直	学校・園に設置されている防犯カメラの、作動の点検や古くなったものの更新についてはどのようにしているのか問う。	防犯カメラは常時作動しており、正常作動の確認はモニターやレコーダーにより日常的に行っている。学校・園から異常発生の報告を受けた際には、専門業者とともに原因を特定し、修繕や機器交換を行っている。 本市では、平成25年度から平成26年度にかけて国の交付金の活用により市内すべての学校・園に防犯カメラを整備することができた。 その後においても、老朽度に応じ順次機器の更新を行ってきているところである。	教育部 長	教育総務 課
山崎 正直	校地内のカバーできていない箇所へのカメラ設置や、通学路への防犯カメラの設置は考えていないのか問う。	学校・園の防犯カメラについては、平成26年度の整備後も、不審な事案の発生や老朽化による機器の一括更新に合わせ、学校からの要望や警察からの助言を踏まえ、必要に応じて増設を行っている。 今後においても、各施設の建物配置や周辺環境等を勘案し、敷地出入り口の閉鎖やゲートの設置と合わせ、防犯カメラの設置効果が十分発揮されるよう努めていく。 通学路への防犯カメラの設置については、6月議会で草野議員のご質問にお答えしたとおり、通学路での安全対策は、防犯パトロールや登下校時の見守り活動を実施していただくことが、より効果が高いものと考えているので、引き続き皆様方のご協力をお願いしたい。	教育部 長	教育総務 課
山崎 正直	市は平成18年に制定された「長浜市子どもを犯罪の被害から守る条例」をもとに、「学校	学校・園においては、通学や通園、あるいは来校・来園に応じて建物内への出入り口を限定しており、可能な限り指針に沿った対策を実施している。	教育部 長	教育総務 課

	等における侵入者による犯罪を防止するための指針」を示している。その中に、不法侵入の防止対策として、①出入口の限定 ②門扉の施錠等の措置 とあるが、その対策が施されていない施設が多いように思われる。このことについて見解を求める。	また、各学校の敷地の広さや建物・樹木などの配置状況が異なり、統一した対応が困難なため、現状に応じて出入口付近や死角となる場所への防犯カメラを設置するとともに、玄関へのオートロックキーの設置、PHSによる非常時の一斉通報システム、機械警備といったセキュリティ対策を組み合わせることで、不審者への侵入の抑制と、児童生徒等の安全・安心の確保を図っているところである。		
	（再問）都会では高い塀と門扉で学校空間が守られ、外部の侵入者が入れないようになっていているところがほとんどだそうである。 囲ってしまうことが難しい学校もあるとは思いますが、やはり指針に出入口の限定や門扉の施錠を挙げている以上は、それに向け努力することが必要であると思う。是非とも対策を進めていただきたいが、見解を問う。	日中においては、通学・通園だけでなく、屋外授業や給食車の配送、保護者の送迎、来訪、放課後児童クラブや学校開放授業など、たくさんの出入りがある。考慮すべき点も多く、出入口に門扉を設置し、施錠しておくことの是非については判断が難しいところではあるが、事件が起きたところについては、警察の助言もいただきながら、学校と協議し、必要な対策を講じていきたいと考える。	教育部長	教育総務課
山崎 正直	自転車でのながら運転もよく目にする。特に中高生の通学に関して、さらなる安全教育の充実が求められると思われるがどうか。	中学校では、警察の方や交通指導員の方にご協力いただきながら、交通安全教室を開催し、技術的な指導にあわせて、ヘルメットの着用、夜間ライトの点灯、傘さし運転や並走の禁止、イヤホンをしながらの走行や「ながらスマホ」の禁止といった基本的な指導を行っているところである。 今後も、自転車事故での被害者や加害者を一人も出さないよう、あらゆる機会をとおして、交通ルールの遵守・マナーの向上など、交通安全教育のさらなる充実を目指していく。	教育部長	すこやか教育推進課
山崎 正直	今月5月の大津市の事故後の対策として南郷里幼稚園近くの県道	9月議会で竹本直隆議員にお答えした以降の取組であるが、道路管理者、警察署及び幼児課による合同点検を実施し、10月の安全対策会議にお	教育部長	幼児課

	南小足町北交差点に、ドライバーへの安全運転を呼び掛けるクッションドラムが設置され、注意を喚起する黄色い囲み線が引かれた。今後もこのような取組の計画があるのか。キッズゾーンの設置やスクールゾーンの安全対策についてどのように考えているのかを問う。	いて具体的な対策内容を検討した。 危険箇所については、道路整備担当部署や警察などで優先度に応じて改善が行われているところである。また、クッションドラムの設置はドライバーへの注意喚起として、警察に対応をいただいたもので、効果検証をしながら次につなげていきたいと考えている。 今後も、通学通園や園外保育などにおける子どもたちの安全安心を確保するため、キッズゾーンの設定も含めた対策を検討するとともに、関係機関と連携しながら、点検と危険個所の改善に努めていく。		
高山 亨	今国会で審議をされ、成立をした公立学校教員給与特別措置法改定は、教員の働き方改革の一環として、文部科学省が強引に進めているものであるが、教員の残業が多い問題の改善のためにと、『1年単位の変形労働時間制を導入する』としている。この法案に対しての市の考えを問う。	公立学校教員の働き方改革の一環として、変形労働時間制の導入を柱とする改正教職員給与特別措置法が、成立したと認識している。 この改正法案について、具体的な運用等の指針が現段階で示されていない。そのような状況で、市としての考えを申しあげることが差し控えた。今後、県や他市町の動向を踏まえながら、学校現場の先生方の声を可能な限り把握し、働き方改革や教育の充実につながるための具体的な導入や運用方策について、検討していきたい。	教育長	教育指導課
	（再問）基本的なところでの変形労働時間制についてどのように考えているのかを問う。	労働基準法第32条の4の規定を公立学校の教員にも適用できるように改正したと認識している。このことから、変形労働時間制についても運用可能であると現段階では判断している。 しかしながら、繁忙期の業務量は、学校規模により差があり、一律に適用することは現場の状況に合わないと考えている。 また、働き方改革を考える上で一番大事なのは、保護者、市民の理解を得ながら進めることと考える。市民の理解を得るということを突き詰めて考えていくと、現場の先生たちが元気いっぱい笑顔で子どもたちの前に立つことが、働き方改革の本質であると判断している。学校長を通じて、現場の声を可能な限り集めるとともに、県教育委員会や、他市町教育委員会と協議していき、本格実施	教育長	教育指導課

		となる令和3年度までの一年間、現場の先生方にとって「真の働き方改革」につながるような方策を考えていきたい。		
高山 亨	「1年単位の変形労働時間制」導入の前提には、‘学期中は業務量が多く勤務が長時間に及ぶが、長期休業中は、いつでも休暇が取れる’という認識がもとになっている。市内教員の長期休業中の勤務実態はどうであるのか。また、教員の長時間勤務改善の成果は出ているのかを問う。	今年度、8月の平均超過勤務時間は、18時間49分となっており、他の月よりも40時間程度少ない現状にある。 平均超過勤務時間については、昨年度より6月で1時間38分、10月で1時間41分削減されている。 市内各学校では、「長浜市立学校における働き方改革取組方針」や「長浜市部活動指導ガイドライン」により、様々な取組や工夫が行われ、超過勤務削減に向け、少しずつではあるが改善傾向が現れてきていると捉えている。	教育長	教育指導課
	（再問）変形労働時間制導入の前提として「夏季休業中は『閑散期』」という認識がある。教員が夏季特休を平均どれくらい取得できているのか、データで示してほしい。	正式なデータは、持ち合わせていないので、この後お知らせする。 「夏季休業中は『閑散期』」とよくとらえられるが、決してそうではない。稼業日でないというだけで、教員は原則勤務しており、中学校は部活動、小学校は教材研究などに充てていると把握している。「8月の平均超過勤務時間は、18時間49分」は、各学校任意で夏休みの終了を一部早めているため生じている超過勤務時間ととらえている。 【後日提出した答弁】 1人当たりの夏季特休平均取得日数 小学校 6.0日 中学校 5.9日 （参考）夏季特休…7月から9月までの期間において6日以内	教育長	教育指導課
高山 亨	前2問を踏まえて、長時間勤務を減らし余裕をもって子どもに向きあえる教員の働き方改革は、「1年単位の変形労働時間制」導入によって、前進するのか否か、その是非を問う。	基本的な考えとしては、「1年単位の変形労働時間制」の導入のみで、教員の働き方改革が前進するとは認識していない。 今後、変形労働時間制の導入も含めて、現在も取り組んでいる様々な施策、または、学校での取組、校務支援システムの導入等を有効的に機能させていくことで、教員の働き方改革につながっていくと考える。	教育長	教育指導課
	（再問）変形労働時間制の導入で一人ひとりの	学校個々の状況によると考える。適用も含めて、各学校での意見を十分聞きたいというのが市教育	教育長	教育指導課

	勤務状況が変わり、管理 する必要が出てくるが、 管理職の負担について は、どう考えるのか問 う。	委員会の本質的な立場である。		
高山 亨	小手先の勤務時間の 辻褄合わせではなく、 実質的な余裕を持った 教育活動の充実のため には、一層の少人数学 級の推進による教員 増、あるいは、IT など 複数体制の更なる充実 による教員増だと考え るが、市の今後の計画 を問う。	教員の長時間勤務の解消と魅力的で持続可能な 教育活動を実現していくために、国の施策である スクールサポートスタッフや部活動指導員等、教 員以外による専門スタッフの配置を拡充してい く。また、地域人材による学校支援を進めるとど もに、人的支援の工夫と有効活用も図っていく。 さらに、ICT を有効活用した授業改善、校務支援 システムの活用推進等、物的支援を講じ、業務改 善や効率化、教員の業務軽減に努めていく。	教育長	教育指導 課